

## 一般社団法人一関市スポーツ協会公認スポーツ指導者資格取得・更新補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、スポーツの振興と競技力の向上を図るため、市内で活動するスポーツ指導者に対する公認スポーツ指導者資格取得・更新補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象資格)

第2 補助の対象となる資格（以下「補助対象資格」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会が認定する資格のうち、別表に掲げるものとする。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者、もしくは市内の事業所に勤務している者
- (2) 一般社団法人一関市スポーツ協会に加盟する種目別競技協会もしくは一関市スポーツ少年団に属する者
- (3) 公務やスポーツに関する職業以外でスポーツ活動の指導を行っている者

(交付対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費及び補助金額は次のとおりとする。

補助金の種類	交付対象経費	補助金額
取得費用	受講料及び新規登録料	対象経費の2分の1以内の額とし、一人1回あたり5,000円を限度とする。
更新費用	更新登録料	ただし、資格更新期間が1年間の補助対象資格の更新の場合は、一人1回あたり1,250円を限度とする。

(交付の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象資格を取得した日の属する年度の末日までに、公認スポーツ指導者資格取得・更新補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 補助対象資格を取得または更新したことを証する書面の写し
- (2) 団体所属証明書（様式第2号）

(補助金の交付)

第6 会長は、第5の申請内容を適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第7 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の記載等、不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(補助金の返還)

第8 第7の規定により、補助金の交付の決定を取り消された場合、取り消しに係る部分に関し、補助金を返還しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第2関係）

認定協会	資格
公益財団法人日本スポーツ協会	スタートコーチ
	コーチングアシスタント
	コーチ1
	コーチ2
	コーチ3
	コーチ4
	ジュニアスポーツ指導員
	アシスタントマネージャー
	スポーツプログラマー
公益財団法人日本パラスポーツ協会	初級障がい者スポーツ指導員
	中級障がい者スポーツ指導員
	上級障がい者スポーツ指導員